

監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第六號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行

(大正八年
六月二十日發行)

論	說「感化教育の意義及び範圍」……………	典獄寺崎勝治……………(一)
講	演「亞米利加に於ける監獄改良の理想と實驗」……………	大審院列事 法學博士 泉二新熊……………(八)
統	計「大正八年四月中入出監並月末在監人員表外三表」……………	……………(二〇)
譚	叢「時事だより」……………	……………(二七)
寄	書「大正七年度工錢收入に就て」……………	監獄局 島田榮造……………(二六)
	「教誨史話」……………	京都 富井隆信……………(三五)
	「監獄衛生雜感」……………	金澤 石崎貧樂生……………(三八)
雜	纂「予は看守諸君と語る(二十五)」……………	典獄 有馬四郎助……………(四三)
	「雨期縱談」……………	霜 輪……………(四四)
	「藥籠(四)」……………	福岡 荊屋老龜……………(四六)
通	信「近畿監獄職員茶話會外一件」……………	……………(五〇)
彙	報「被告人の逃走逮捕其他」叙任——會報……………	……………(五五)

監獄協會雜誌第拾貳卷第六號

論

說

感化教育の意義及び範圍

典獄寺崎勝治

千八百九十九年十二月の除夜、瑞典女流教育家「エレン、ケー」は現今の教育を根本より改革せねばならぬと首唱し其の著「兒童の世紀」に於て現代は兒童の世界であらねばならぬと絶叫した、此の叫びは二十世紀の劈頭、北歐羅巴に於ける警鐘であつた。

熟々十九世紀に於ける教育の變遷推移の跡を温ぬるに朔風凜烈の嚴冬より百花爛漫の春光に浴するの感がある、而して之れを大觀するに一般教育に關しては個人的教育觀と社會的教育觀との二大原流に外ならずと雖も大要下の如く分類することが出来る。

一、社會的教育思想は、教育は社會の一員としての理想的人格を造るを目的とするものである、而し

て理想的社會の生活を實現するには兒童は勿論兒童以外のものを理想的狀態に導く必要があると云ふので社會的教育の高調となつたのである、公開運動場、博物館、動植物園、圖書館、巡回文庫、巡回講演、大學の開放、教育的活動寫真、展覽會は此の思想の影響である。

二、國民的教育の思想は獨立の地歩を占むるを得ざるものにして社會的教育の一部と見るのが至當かも知れぬ、此の思想は著しく實際的生活の傾向を帯びて居る、即ち政治經濟等近代公民生活に必要な知識を授くるを以て目的とするのである、補習教育、少年義勇團、青年團は此の思想の影響である。

三、個人的教育の思潮は天賦の性能を調和的に發達せしめ個人を個人にまで完成するのが教育の目的であると云ふ主張である、即ち個性の發揮を中心とするものである、而して其の影響として顯はれるは家庭教育、天才教育、異常兒教育の思想である。

四、藝術教育の思潮は理性萬能主義、主知主義の教育を緩和せんとするものである、即ち技術や手工、圖書は此の思想の影響である。

五、實際教育の思潮は教育事實に照して教授の原則を樹立せんとするものである、如此思想の潮流は實驗心理學、醫學、青年の研究に伴つて起生せる新なる現象にして孱弱兒、低能兒、不良少年等の研究は其の賜である。

六、人格的教育の思潮は人格の完成を以て教育の目的であるとの主張である。

抑も科學萬能は人をして凡俗化せしむるものである、併しながら科學は必ずしも人を凡俗ならしむるものでないけれども囚はれたる科學は遂に人をして凡俗化せしめ或は心身を鈍らし人道を没するものである、而して主知主義、物質主義は其の弊に外ならぬ、此の時弊を救済するの一方法として精神生活の高調となつたのである。

惟ふに吾人は社會に生れ社會に活き社會に死する以上は個人として又社會の一員として活動せねばならぬ、故に個人を本位とするとも出來ぬ、又社會を本位とすることも出來ないから兩者を融合調和するの外はない、されば將來に於ては個人的社會的教育學とも云ふべきものが顯はれるだらうと思ふ、更に翻つて特別教育に關する思潮を観るに白痴、盲啞、不具、低能、不良等の兒童に關する思潮がある、就中感化教育は英國に於ては千八百五十四年より千八百九十九年までの間に感化法を發布し又之れを改正し三年乃至五年間感化院に收容することになり此の外授産院なるものありて之れにも收容が出來るとになつた、獨逸に於ては千八百七十八年強制教育法を發布したが成年犯罪者も不良少年も同一監獄に收容し凌辱、輕侮、嘲笑の目的となるばかりで教育や保護の意味がなかつた、即ち教育的處遇にあらずして刑罰的處遇であつたので不十分不徹底に了つた、於茲千九百年保護教育法の發布を見るに至つたのである、如斯狀況であるから感化教育の思潮は著しく實際的色彩を有して居るのである、然らば何故に獨り感化教育が理論よりも實際の傾向を帯ぶるに至つたかと云ふに其の由つて來る原因がある、即ち教育事實其のものが然らしめたのであらうけれども刑事思想の發達、社會政策の進歩、

教育政策の擴張も亦與つて力がある。

一、刑事思想の進歩は少年犯罪者を懲らしながら善化することになり刑事問題とせず教育問題として訓育感化主義を採ることになつたのである。

二、社會政策の一として幼年犯罪者をして社會が何とか始末をせねばならぬことになつた、彼等の將來の良否が國家の隆替に關するからである。

三、教育政策として特別なる兒童は特別の取扱をして教化しなければならぬことになつたのである。惟ふに少年犯罪者は年々歳々其の數を増加し差當り減少の見込は立たないから警察、裁判、立法、教育あらゆる方法に依り適當の救濟法を要する大問題なりと信するのである。

【一】感化教育の意義

感化教育に關しては廣狹二義がある、教育は人格と人格との相互影響なりとせば學校教育、社會教育、家庭教育も包含するのである、又之れを惡化せるものを善化することであるとすれば不良少年、成年者、犯罪者、浮浪者、等の感化救濟事業を指稱することになる、併しながら如斯廣き意味にあらすして不良行爲又は不良行爲を爲す虞れある少年を教化することを指すのである、之れを分析すれば下の如くである。

一、不良行爲を爲すもの又は不良行爲を爲す虞れあるものである。

(イ) 不良行爲。不良の行狀の謂にして家庭又は學校に於て不良なるを云ふのである、而して其の

原因は棄兒、遺兒、孤兒、窮兒等身的影響、虐待、放任等家庭の影響、遊廓、特種部落等周圍の影響、白痴不具精神病等身體の影響等に因るものにして病理的原因に基くものにおいて治療的處遇に依るにあらざれば治癒することの出来ないもの若くは單に學科の成績不良なるものも亦茲に謂ふ所の不良でない、即ち教養を等閑に付したる爲めに犯罪以外の道德的不良に陥りたるものなりと解するのが適當である。

(ロ) 不良行爲の危險。不良行爲者にあらざるも不良となるべき危險のあるものを指稱したのである、然らば如何なるものが其の危險あるものかと云ふに道義的遺棄状態にあるものにして監護教養の欠缺又は其の不備なるため犯罪の傾向若くは犯罪以外の不良行爲の傾向あるものを指稱するのである、即ち教育者なきか又は之れあるも教養を爲さざるか若くは教養を放擲する場合は遺棄されたる少年である、親權者又は後見人ありて之れを監護教養せんとするも其の意思に従はざるか又は其の支配の下に在らずして墮落したるものは墮落せる少年である、要するに家庭又は學校に於て矯正の見込なき悪行者なりと云はなければならぬ。

(ハ) 犯罪行爲者。刑罰法令に違反せる不法行爲にして特に説明の要を見ない。

二、不良行爲者又は不良行爲の危險ある少年の教化に關するものである。

(イ) 少年の不良行爲に關するものである。少年とは何歳以上何歳以下を指稱するか、嬰兒や成年者を除外しなければならぬことは勿論であるが其の年齢を定むることは困難である、之れは後ち

に詳論するから茲では省略する。

(□) 教化に關するものである。教化とは教養感化の義にして嬰兒は教養にあらすして哺育すべきものである、成年者は品性陶冶の不能なるにあらざるも教育に依る陶冶は甚だ困難なるものである、故に其の可能的時期を定めねばならぬ、而して其の始期を六歳以上とするか、八歳以上となすか、終期を十八歳となすか、又は廿歳となすかにある、兒童の身體發育は乳兒幼兒兒童少年青年の五期である。

一、乳兒期 出生より滿一年までの稱にして獨立して歩行を爲すこと能はざる期間である。

二、幼兒期 滿一年より六歳まで、ある、獨立行動を爲し得るに至りたる狀況である。

三、兒童期 六歳より十三四歳までの稱である、身體の各機關整頓し生理上心理上の變化を成す時期である。

四、少年期 十三四歳より十七八歳までの稱である、此期は最も大なる發育を爲すのである。

五、青年期 十七八歳より丁年迄の稱である、身體發育の整頓期である。

予は滿六歳より滿二十歳迄の不良少年としたのである。

【二】 教化教育の範圍

教化教育に屬すべきものと否とは教化教育の意義に依りて決すべきである、教化教育は不良行爲者又は其の危険あるものの教化であることは叙上の如くである、故に其範圍を積極的限界と消極的限界

とに分類するのが最も便利であると信するのである。

一、積極的限界。肯定的に限界を劃するもの、即ち教化教育の圈内に入るべきものである。

(1) 道徳的不良行爲に屬するものなること

不良行爲は病的不良、學科の不良にあらすして道徳上の悪行なるを要するのである。

(2) 少年なること。少年期を定むる標準は前述の如くにして予は六歳より二十歳迄のものを教化するを穩當とするのである。

(3) 教化なること。教養感化に限らるるを以て品性陶冶に屬するものたるを要するのである、經濟生活、宗教生活等の救済にあらすして教育的救済を意味するのである。

二、消極的限界。否定的に限界を爲すもの、即ち教化教育に入ることを得ざるものである。

(1) 白痴、不具、精神病の如き先天的疾病、後天的疾病に原因する不良は道徳的不良と認むることとは出來ないから之れを除外しなければならぬ、

(2) 哺育期に屬する嬰兒や成熟せる成年者は少年でないから之れに屬せしむることは出來ない。

(3) 教養感化に屬せざるものは包含しない、即ち病氣の治療、生活の補助の如きは教養感化にあらざるを以て教化教育と云ふことは出來ない。

教化教育の意義及び範圍は叙上の如くである、而して不良少年の救済方法に關しては稿を改めて論じて見たい。

講 演

亞米利加に於ける監獄改良の理想と實驗

大審院判事 泉 二 新 熊 君
法學博士

私は、亞米利加に於ける監獄改良の理想及實驗の現況に就いて一言申述べたいと思ふのであります。亞米利加は諸君の御承知の通り刑事政策の策源地であります。刑の執行猶豫の制度、少年裁判所の制度等皆其源は亞米利加に發して居ります。亞米利加は由來新規を好み、其爲す所多少奇矯とも稱すべきことがないでもありません。又他の諸國は其初めに於ては到底實行が不可能であるとして之を顧みないこともあるのであります。併ながら數十年を出でずして其の新しい制度が英吉利に採用せられ、白耳義、佛蘭西に入る順序になつて居ります。斯く歐羅巴諸國に普及してから我國の法制にも採用されることは既に唯今申しました二つの制度に付て之を見ることが出来るのであります。殊に監獄改良論は刑法理論の上から申しまする監獄學派「エコールベニテンシエール」の功が最も與つて力あるので

ありまして、其根據地は亞米利加であります。故に私共が監獄改良の問題に注意致しますには、決して亞米利加に於ける現在の努力の状況を度外視することは出来ないと思ひます。私共が此貴重の時間を拜借致しまして一言申上げやうとするのは此故であります。

亞米利加に於ける監獄改良論の理想は諸君皆御承知であります。彼の有名なるトーマス、モット、オスホルン氏の見解に依つて代表されて居ります。同氏が一昨年に書きました短い論文に依つて見まするといふと、其要領を申しますれば、將來の監獄は不定期刑「インデターミネートセンチエンス」の主義の下に、監獄に於ける行刑に就て教育及改良の主義精神を應用し、在監者の精神身體及徳性を可及的に啓發致しまして、受刑者を將來社會の善良なる一員として是に復歸せしむるに在る、そして其爲に監獄の行刑に於て將來は自治的階級制度を採用したいといふのであります。尤も此言葉は其儘に同氏の筆には現はれて居りませぬ、私共其趣意を摘んで斯の如き名稱を下すのであります。要領は御承知のプロックウエー氏の發案に掛る「エルマイラー、レホーメトリー」に於けるが如く、先づ階級制度を採用しなければならぬ、即ち最初入監者を接受する監獄「レセツブションプリズン」即ち中級監獄、「ミッドルプリズン」、と「アウタープリズン」構外監獄でも申しませう、それから「インナープリズン」構内監獄、此三つに區別をする、最初這入つて来る人は先づ其中級監獄に入れる、其者の行狀如何に依つて或は構外監獄に進め、或は構内監獄に落す、而して構外監獄に於ては其生活が殆ど社會一般の自由民と相距らざる狀況に在るのであります。是に反して構内監獄に於ては獨房に收容するといふ

が如き自由の制限を嚴格にするのであります。中級監は即ち其中程に位するのである、而して或る者が監獄に於てどれ程自由を與へられたか、本人の許されたる自由の程度の如何は其人間の價値を判断するの標準に爲るのであるから、本人の屬する階級は重大なる利害關係を生ずるのであります。此制度は餘り新しいものではありません。既にエルマイラーに於て行はれて居るのであります。併しエルマイラーの主義と、此自治階級主義と區別のある所は、彼は官治的であるが此は在監人に自治を許すといふ點であります。自治主義に依ると或は構外監に進級せしめ、或は構内監に貶級せしむるといふ此進退を決定することは在監人より組織されたる所の一つの機關に依つて之を決する、斯の如くにして一二官吏の見るところに依つて人爲的に拔擢し、或は落第させるといふやうなことに隨伴する誤謬と弊害とを救済しやうといふのであります。而してオスボルン氏は之を以て將來に於ける理想なりと申しますけれども、實は今日既に一部分は實現して居るのであります。

不定期刑は御承知の通り亞米利加四十八州の中既に尠くとも三十六州に於て認められて居ります。尤も其中には日本の言葉には甚だ譯し兼ねますが、「インデフイニットセンテンス」なるものがあります。吾々が不定期刑と譯して居る制度には「インデターミネートセンテンス」と「インデフイニットセンテンス」のあることを忘れてはならぬのであります。「インデターミネートセンテンス」は法律上の長期と短期に依つて行刑機關の裁量範圍が定まるのであります。是に反して「インデフイニットセンテンス」は長期と短期とを法定の期間内に於て裁判所が定めて、其範圍内に於て司獄官が刑の終了期

を決するのであります。司獄官吏の方から見まして裁量の範圍の廣いのは「インデターミネートセンテンス」であります。さういふものを引括めて三十六州に及んで居る、それから自治的階級制度であります。此制度を行ふに就いて必要な機關の一例として申上げることが出来るのは千九百十三年の三月に、紐育州の有名なるオーブレン監獄に於ける在監者より組織せられました相互接濟會であります。相互接濟會といふ言葉は果して適當であるかどうか「ミューチュアル、ウエルフェア、リーグ」といふ言葉を使つて居ります。此際には同監獄には千三百五十人の在監者が居りました。其中から四十九人の者が委員に選ばれて、其委員となる人は各々宣誓を致します。其宣誓も意義ある宣誓である。私は考へますが、譯文は甚だ拙いのでありますけれども、ちよつと申上げて見ますが、「予はオーブレン監獄に於ける被拘禁者の眞正なる福利を増進する爲め全力を注ぎ、監獄官吏の制定したる規則に快く服従し、且委員が可及的に短期の刑期に服したる後再び社會に立つべき勇氣と新鮮なる元氣とを以て發展する目的にて友情、善行及び官吏に對する圓滿なる關係を増進するに努むべきことを誓約し、而して余は神明の加護に依り此誓約を履行せむことを期す」各員が斯の如き宣誓をするのであります。而して此委員が此階級制度の實行上活動するのであります。構外監に移さるゝものは直ちに此會員になるのであります。此會員になつてから後品行が悪るとか、其他他の會員の不満足になるやうなことがありますれば、直ちに其會員たる資格を奪はれて中級監に返されるのであります。又中級監で悪るかつたならば結局構内監に容れられるといふことになるのであります。而して此委員會は相互取

締りの規則を設けることを許され、又極く輕微なる懲罰を行ふことを許されて居るのであります。唯今申しましたことは自治といふことに就ての一端を申ししたのであります、蓋し此自治觀念は御承知の紐育州の「フリービル」の「ジョージ、ジュニオル、バブリック」の主義を其儘に監獄といふ名の附いて居る制度に移して來たのではあるまいかと考へるのであります、それから將來の監獄に於ては受刑者の身體精神及道義觀念を出來るだけ發達せしめなければならぬといふ理想を實現せしむるが爲に階級制度に於て構外監を設けるのであります、其外にも近頃矢張紐育で實施されました、「グレートモードブリン」大農園監でも言ふべきものがあります、是は千九百十一年に開始されたのであります、一千エーカー、間違つて居るか知りませぬが多分四百餘町歩位になるだらうと思ひます、さういふ農園を一つの監獄とする、さういふ大きな所でありますから、無論普通監獄のやうな塙壁の堅固なる圍繞を設けることは出來ないのであります、此監獄には詰り階級制度で云へば甲級、「エークラス」として構外監に入る資格を持つて居る、最も優良なる囚人だけであります、方々の監獄から撰抜いて持つて來るのであります、それで此大農園監に入れられるといふのは一つの名譽、非常に其人間の進歩である、是から落されるのはまあ學生が試験に落第するのと同じである、又實際に於て精神上の著しき苦痛を感ずるのであります、此農園中には約二百十町歩といふ牧場を設けてあるのであります、農業を主とし其他種々の作業が行はれるのであります、それから遊戯運動樂隊組織等外部に於けると殆ど區別がないやうに出來て居るのであります。

それからオスボルン氏は在監者を保護するに就いてはさうしても其家族を保護することが必要である、又家族を在監者自身の手によつて維持せしむることが在監者の徳性を養ふといふ點に於て、又家庭の情を忘れしめないやうにして其人間を改良して行くといふ點に於ても極めて必要である、故に將來は社會一般の賃銀と同じ金額を在監者の努力の程度に應じて支給しなければならぬ、そして之を果して如何に使ふのか、之を浪費するか善用するか視察して罪人の行狀の觀察の材料にも供すべきであると言ふのであります。而してオスボルン氏は「斯る主義を實行する監獄に於て精神上、道徳上、身體上改善せられざる者は即ち本人の責任であつて、又何人かを咎めることが出來るか、國家はさういふ主義を採用したる監獄に於て改良することの出來ない者に對しては責任がない」といふことを以て結んで居るのであります。

以上の理想と實驗とに就きまして極く簡單に私の所感を述べたいと思ひます、不定期刑なるものは果して適當なるものであるかどうか、亞米利加では先刻申しました通り、三分の二以上の諸州が之を實施して居る、而して其結果は極めて良好であるやうであります、所が不定期刑に對していろいろの非難があるやうである、種々細かい議論もありますが、それは略しまして、一番主なる非難は、此制度は應報の觀念を無視することになる、どんな重い罪を犯したもので、行狀が宜ければ直ぐ出されるといふことになる、どうもそれはいかぬ、不定期刑の最短期は州に依つて違ふが、凡そ一年位である、そこでどんな重い罪を犯しても一年で出される、それは餘りひどいではないか、兎に角いつても

出ることが出来るやうになつて居るから、如何にも刑の威力がない、之は主として警察官の方面から起る非難であります、獨逸ではビンデング氏などがさういふ論をするやうであります、併ながら之を實際に徴して見れば、不定期刑に處せられることは多くの犯罪者が非常に怖れるのである、餘り悪くない犯人は喜ぶ代りに、非常に悪るい殊に職業的犯罪人は不定期刑に處せられたらば殆ど終身刑に處せられたる感を免れない、それであるから非常に怖れる、是は亞米利加に於ける實驗が之を證據立て、居るといふことである、尤も今日では法律上の長期は定つて居る、併し是は將來の問題として私の考では不定期刑に於て長期を法律上制限すべきものでないと思へるのであります、今日英吉利及其殖民地に於ては豫防拘禁、「プレベンティブ、デテンション」なる制度を設けて刑期後十年間も自由を拘束する、是が常習犯人に對しては出来るといふことになつて居りますが、併し十年だけ拘禁したら宜いのかといふと私はそれは疑問であると思ふのであります、兎に角刑罰を社會防衛の手段として考へると未だ改良せられざる人間を其儘に社會に出すべき理由を發見することは出来ません、釋放すれば又程なく職業的の犯罪を敢てすることが目に見へて居るのに出監させる、さうして又收監する、是では兒戯と云はれても仕方がないと思ふのであります、改善した者を長く拘禁する必要はない、尤もそれには一面から矢張り應報といふ觀念も勿論加味しなければならぬ、例へば放火をした人間が不定期刑に處せられて監獄に這入る、さういふ人間は今犯罪を終れば忽ち自分の非常に悪るかつたことを感じて外の見も氣の毒な程改悛の情が表れる併しさういふ大罪を犯すやうな人間は唯だ

一時的に改悛したといふだけで直に之を出獄せしむるは社會が危険でありますから、さういふ犯罪を犯した者は比較的小さい犯罪を犯した者より長い間改悛した情が繼續するといふことを確めた上でなければ、之を改悛者として見るべきものではないからと思ひます、此意味で犯罪の輕重に依り不定期刑の刑期の長短が定まるべき筈と思ひます、だから絶対に應報といふ觀念を無視する譯ではない、唯だ應報が犯罪の結果に對して行はれるといふのではない、其人間の行爲に現れたる犯人の性格に對して應報の種類を極めれば宜しいのであります、それで若し何時まで経つても改悛の情の見えないものでありますならば終身獄に繋がれたといつても已むを得ないのであります、之は畢竟現今の無期懲役と同じやうに見て宜しいのである、英吉利のやうな豫防拘禁といふ制度を認る所まで行つたならばもう一步を進めて、どうしても釋放の時期は改悛の時期に一致するものであるといふ主義を採らなければ此政策上の理論は一貫されない、社會の防衛は完ふることが出来ないであります、歐羅巴諸國がまだ十分に此不定期刑の觀念を利用することの出来ないのは是は應報的觀念の從來の歴史に處れて居るからであります、既に今日でも不良少年の處分に就ては不定期刑の觀念が歐羅巴大陸に於ても實現されつゝあるのであります、恐らくは將來に於て不定期刑の觀念は廣く用ゐられることとなるであらうと私は信するのであります、勿論死刑に處すべきもの、或は輕微の罰金や科料等に處すべき者、さういふ者に對して不定期刑を認めるといふ根據はありませぬ、だから不定期刑の觀念は死刑の廢止とか、財産刑の廢止とかいふことを意味するものとは私は考へませぬ。

それから自治的觀念であります、監獄のやうな所で自治制が果して許さるべきものであるか否か、私は曾て此監獄協會でちよつと「ジョージジュニオルレバブリック」のことに就いて申上げたことがあります、此制度が初めは共和國に於てのみ實行せられると思つて居つた所がさうではない、一向君主國の觀念と背馳するものでないといふことが英吉利の「ジョージジュニオル」の團體及伯林郊外のアム、ウルバンの實驗に依つて證明されて居るのであります、而して此制度は刑罰の觀念が單純に應報といふ思想を離れて社會の豫防、本人の改良といふ方針にどうしても傾いて來るものならば否是に依らなければならぬといふことになりましたならば、之を以て監獄にあらざるジョージジュニオルレバブリック」の特有とする理由はないと思ひます即ち自治は監獄に於ても行ひ得ることであり、而して監獄が共和國の監獄たるを區別する理由はないと信するのであります、勿論それには程度の問題はありませう、昨年十一月亞米利加のニューオーレアンス市に開られたる亞米利加「ブリズンアツソシエーション」に於ては餘り自治の問題が活潑なる討議の題目とはならなかつたのであります、矢張り古きに依つて新しき思想を温ぬべしといふ考が一面には現はれて居る、即ち或る程度までは從來の通り官吏に於て嚴格なる規律訓練を施すといふことも必要であるが、又或る範圍内に於て自治を許すことも有益であらうといふやうな折衷的の考が寧ろあつたらしく見えるのであります、例の英吉利の「ボースタルインスタチューション」では監督者の嚴格なる訓練と紀律とが殆ど其生命眞髓を爲して居るのであります、亞米利加の自由階級主義と之を程よく折衷したならば

如何でありませうか。自治の觀念を實際に應用するに就て必要なこと、否な寧ろ自治の精神の基く所は在監人其者の名譽心を利用して、其者に信頼を與へて、其最善を吾々が利用して其人間の性格を改善しやうといふのにあると思ひます、それで亞米利加人が如何に在監人其者の名譽心を利用せむと欲しつゝあるかといふ實例を一二申上げたい、是は既に谷田監獄局長閣下も一緒に聴きになつたやうに記憶して居りますが、此前二月の末にドクトル、ベリーといふ人が亞米利加からやつて參りました、其人の話の中に州の名を忘れましたが、西部の方の何所かの「ステート」の「ガバーナー」が在監人中優良なる者（即ち甲級に屬するものでありませうが）に對し年末に際して家族と共に「クリスマス」を祝ふべく賜暇を與へてやつた、さうして翌年の或る日を期して遣つた所が數は忘れましたが大分多數の者が皆、間違ひなく歸監したやうである、私は曾て或る支那の書籍で「上古の時木を削り吏と爲す、今此醇風何所にかある、唐の太宗囚を縱ち獄に歸らしむ、古人の誠信嘉すべし」といふ文句を見ました、其註に「唐の太宗繫囚を録し死に當るべき者三百九十人を見る、帝之を憫み縱ち家に歸らしむ、期するに來秋を以て死に就かしむ、期に至つて悉く來り、一人たりとも亡匿する者なし、上之を赦す」と書いてあります、私は之を讀んだ時に昔は斯の如き醇風がある、斯の如き誠信といふものが行はれたのであるが、今日は到底斯ういふことは出來ないであらうといふことを感じて居りました、然るにベリー氏の話をして聞いて亞米利加のやうな所に於てさへも、斯ういふ太宗時代の敦厚なる美風を目撃し得ることを了知し、誠信の力は古も今も西でも東でも異なるものでないことを悟つたのであ

ります、又此處にお出席の留岡さんがいろ／＼出獄人、殊に殺人罪を犯した者とか、強盜をやつた者などを保護なすつて、さういふ者に全然信用を置いてやる其人間を少しも疑はないで信用してやるといふことは、之を改善することの秘訣であるといふ御考の下に實驗の效を奏せられたと云ふことを傳承致して居ります、在監人と雖も必ずしも悪い者はばかりでない、彼等も此誠信に感泣致します、彼等は此信頼を無上の名譽と致します、此無上の名譽を失はざらんことは彼等の最も努力する處であります、彼等を改善するには此間の消息に通ずることが肝要であらうと思ひます、又昔は地を劃して獄と爲すべしといふことを言つて居りますが、私は是も古人の夢かと思つて居りましたけれども、彼のグレート、メドウ、ブリズン」といふものは唯だ地を劃して獄と爲して居るのではないでせうか、而して是亦彼等に對する信用を以て彼等を改善するの手段ではありませんまいか。

以上私はオスホルン氏の理想及亞米利加に於ける實驗に關して所感の一端を申し上げたのであります、茲に附加へて申し上げ度いことがあります、近著の雜誌に依りますとペンシルブアニアでは昨年の冬の議會に於て在監人の家族にして、貧困にして生活の資を得ることの出来ない者は、大都市に於ては其市より扶助料を受けることが出来るといふ法律が出て居ります、詳しいことは申しませぬが兎も角是も在監人を間接に保護するといふ必要から出來た制度であります、家の柱となつて居つた者が一朝事を誤つて監獄に這入つた爲に家族全部が路頭に迷つて、或は家族全體が犯罪人にならなければならぬといふことになつては、國家に重大なる煩累を生ずることはいふまでもないのであります、此こ

とに就ては亞米利加が單に之を空想的の理論と爲さないで、之を事實上の制度として實現せしむる其努力と勇氣とは最も吾々の注意を要する點であると考へるのであります。

尙ほ關聯して申し上げたいこともありますけれども、餘り時間が長くなりましては甚だ恐縮でありますから甚だ蕪雜にして無秩序なることを申し述べまして相濟まざる次第であります、之を以て御挨拶の言葉に代へたいと思ふのであります。(完)



統計

大正八年四月中入出監並月末在監人員 (△減)

受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	總計	前月末日在		前年同月末日現在		前月比較	
					入	出	現	員	增	減
五四〇四八	五、五六七	三六四	三〇	五七、七六九	五〇五六	五四六四五	五三、二二六	五九七	一、四〇九	
五、五六七	四、〇七七	三九三	一一	九、五六〇	四、八八九	四、七五五	三、九九七	△八一二	七五八	
三六四	三九三	四一六	一三	九、八〇四	四一六	三三一	四七八	△二二	△一三七	
三〇	一一	一三	二九	五七、七六九	一三	二九	三五	△一	△六	
二、二四〇	五七五	五七〇	五七〇	二、二四〇	五七、五二五	五七、七六九	五五、四二四	△二四四	二、一〇一	
二、二四〇	五七五	五七〇	五七〇	六〇、〇〇九	一〇、一三五	一〇、三七四	五九、七七〇	△二二四〇	五、△七七	
六〇、〇〇九	一〇、一三五	一〇、三七四	五九、七七〇	六〇、〇〇九	五七、七四六	五七、七四六	五七、七四六	△二二九九	二〇、二四	

大正八年四月末在監者人員表

監獄別	受刑者		刑事被告人		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小菅	一三二	一	一	一	一	一	一	一	一三三	一
豐多	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
東原	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
廣瀨	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
栗原	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
橫濱	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
浦和	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
千葉	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
水戸	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
宇都宮	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
長野	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
甲府	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
靜岡	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
名古屋	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
安曇	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
岐阜	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
岐阜	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
新加	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
新加	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
宮城	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
盛岡	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一
青森	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一〇九	一

備考 內朝鮮人受刑者男八九人刑事被告人男九人、外國人受刑者男五〇人女一人、刑事被告人男一〇人アリ。
 ×印は逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者ナリ

統計

計

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞務場留置者	乳兒	合計
青森	一〇九	一	一	一	一〇九
盛岡	一〇九	一	一	一	一〇九
宮城	一〇九	一	一	一	一〇九
新加	一〇九	一	一	一	一〇九
新加	一〇九	一	一	一	一〇九
金澤	一〇九	一	一	一	一〇九
岐阜	一〇九	一	一	一	一〇九
岐阜	一〇九	一	一	一	一〇九
安曇	一〇九	一	一	一	一〇九
名古屋	一〇九	一	一	一	一〇九
靜岡	一〇九	一	一	一	一〇九
甲府	一〇九	一	一	一	一〇九
長野	一〇九	一	一	一	一〇九
長野	一〇九	一	一	一	一〇九
宇都宮	一〇九	一	一	一	一〇九
宇都宮	一〇九	一	一	一	一〇九
水戸	一〇九	一	一	一	一〇九
水戸	一〇九	一	一	一	一〇九
千葉	一〇九	一	一	一	一〇九
千葉	一〇九	一	一	一	一〇九
浦和	一〇九	一	一	一	一〇九
浦和	一〇九	一	一	一	一〇九
橫濱	一〇九	一	一	一	一〇九
橫濱	一〇九	一	一	一	一〇九
栗原	一〇九	一	一	一	一〇九
栗原	一〇九	一	一	一	一〇九
廣瀨	一〇九	一	一	一	一〇九
廣瀨	一〇九	一	一	一	一〇九
東原	一〇九	一	一	一	一〇九
東原	一〇九	一	一	一	一〇九
豐多	一〇九	一	一	一	一〇九
豐多	一〇九	一	一	一	一〇九

法		規														
公務執行妨害	逃走、犯人藏匿及隠避	強盗	放火	住居ヲ侵ス	略取及ヒ誘拐	其	計	陸海軍刑法	森林法	徴兵令	郵便電信法	其	警察官懲罰令	警察令	警察令	計
七九	三九	一、四五七	一、一九三	一九〇	八九	二二〇	五二、一四五	三八	一一二	一四	三五	二〇五	五四	二二	四八一	五二、六二六
一	一	二五一	一	二〇	二二	一、九六〇	一、九六〇	一	一	一	一	一	五二	五	五十	二、〇一九
七九	三九	一、四五八	一、四四四	一九一	一〇九	五四、一〇五	五四、一〇五	三八	一一三	一四	三五	二〇六	一〇六	二八	五四〇	五四、六四五
八五	四一	一、二七八	一、四三三	二〇〇	二一四	五三、五一	五三、五一	一〇八	一五	一五	三五	二〇七	一一一	二〇	五三七	五四、〇四八
六七	三六	四〇	一、四〇五	二一七	一〇〇	五二、五四九	五二、五四九	一六〇	一五	一五	三五	二六〇	一四八	二七	六八七	五三、二三六
六	二	一八〇	一一	九	五	五九四	五九四	五	〇	一	〇	一	一五	八	三	五九七
一一	三	一、四一八	三九	二六	九	一、五五六	一、五五六	四七	一	一	〇	五四	四二	九	一四七	一、四〇九

譚 議

時事だより

△恩給令 改正の噂は古い時分からのことで、是迄當局の間に説の起りつゝありしは事實らしく思はれる、處が今度と云ふ今度は具體案となつて、調査されつゝあれば今年の議會には間違ひなく提出さるゝならんこのことである、そして改正さういふからには無論時世に相應しいものさせらるゝに相違あるまいが、之も噂によれば例の四分一が三分一になるかと云ふことである、如何にもそうあるべきことと思ふ、同時に俸給令も改正せられ、現今の臨時手當を加へたるものを以て相當俸給額となし、而して其と共に手當制度は無論廢止せらるゝこのこと。

△獎學金 監獄協會にては補助金貳萬圓を受け其利子次第でも、此制度により優に數人を研學せしめ得るかと云ふことである、既に學士や其他の見込ある篤學者に、此特例を與へつゝあるが、洵に宜しきを得たる方法と云はなければならぬ、尙ほ聞く所によれば倍々之を擴充して、成るべく多く人材を新界に提供せんとは、現會長の意見だとか云ふ、察するに今後は監獄職員の子弟からも、相當の人物あれば此恩典に浴せしめらるゝことであらうが、洵に結構なる福音ではあるまいか。

△典獄會 議は秋風立つてからのことに極つたやうにも察せられる、秋は氣分も締り思念も澄む時節だから、招集せらるゝ効果の上には却て好都合かも知れぬ、但思想問題だの社會問題だの是から入筈敷成り行かんとする、大事な此節のことであれば此際司獄官をして、何事も世の後塵を拜せしむるやうなことは、監獄行政上決して宜しきを得たものでもなからうから、可相成は一日も早く中央に招集せられ、大に指導啓蒙せらるゝ所あつてはどういふものだらうか、内閣も多少意味の異なつた理由を以て、新たに成立した今日直接に新大臣閣下より、何か聞く所あらんこと切望するは一般の通情かも知れぬ、多分其邊の積りはあるのだから、又た何かの事情に餘義なくせらるゝものとも察せられる。

△巡閱官 として此頃辻事務官が關西四國邊の三四監獄を檢閲に出掛けられた、今後は頗々監獄事務に通じた頭ある人によつて、全國の監獄が巡閱を受けることになるは必然であらう、是は新界改善の唯一の方法たるは何人も疑はぬ所、新界に志ある者何人が喜ばざるもの考あらうか、獄事に理解ある頭を以てせらるゝと否ざるかは、其効果に至大の差あるは勿論、之を受ける側に於ての幸不幸の差も、亦た甚だ大なるもの、あることは掩ふべからざる事實のやうである、そこから事務官の増員が行はれ茲に頗々巡閱の勵行せらるゝに至ることは、時代の新運に伴ふ一新事實と認め喜ばなければなるまい。

△代用食 物は目下世間の要求になつてゐるに拘はらず、何も

未だ取止めたもの、發見がないやうだが、それにしても監獄は先年來色々の實驗をやり、世間には今更のやうに持論してある代用食物の如き、疾くの昔に實驗し實行しつゝあることが餘くない、此點に就ては一日の長あるものとして、監獄は世に誇るに足る譯だ、然るに尙ほ未だ満足せず工夫に工夫を重ねて、之を求めつゝある實況は近く東京監獄に於て、野日典義熱心にマン製造に工夫を凝し、既に在監人は勿論職員間にも供給せられつゝあり、且つ更に此度馬蹄審利用法を實地に應用せんとて、専門實驗の教師を聘して研究し、其爲めに過日は局長閣下を始め他監典獄及用度主任をも請待して、實驗的研究會を開かれたことである、其結果如何は追て報導にもなること、信するが、兎に角時節柄大に喜ぶべき試みであることを報すると共に、茲に其成功を祈らざるを得ない。(甲突)

寄 書

○大正七年度工錢收入に就て

監獄局 島田 榮 造

昨年五月典獄會同の劈頭に於て司法大臣閣下の訓示演説せられたる其の一節に「監獄作業は近時

大に其の面目を改め工錢の收入亦年を逐て累加せるは殊に喜ぶべき現象なり昨大正六年度の成績を擧ぐれば作業より生じたる實收入總額二百三萬三千餘圓にして豫算を超過すること實に六十萬四千餘圓之を前年度の實收入に對照せば其の總額を超過すること三十六萬七千餘圓に上り全國の監獄中作業收入を以て優に在監人費を償ひ自給自足の目的を達したるもの著く相増加せり此れ畢竟各位の董督宜を得たる結果にして本大臣は深く其の勞を多とするも現下の財政關係は前述の如くなるを以て監獄經理の任に膺る者は倍々收入の増加を計り大に國家の負擔を軽減するの覺悟なからざるべからず」云々と又監獄局長閣下の演説にも既往に於ける監獄行政中著く改良進歩せるものを揚ぐれば本分監出張所の建築特設監の増設等縷指すべからずと雖も大正六年度に於ける監獄作業工錢の收入増加は唯一の成功なりと各典獄の功績を激賞せられたり。

監獄作業工錢の收入總額は二百萬圓を理想とし兼て在監人費の全價を目的として多年經營畫策せられつゝありしも未だ其の域に達せざれば常に遺憾とせらるる處なりき然るに大正六年度に至り在監人費全價の目的には未だ到達せざるも理想の額を突破せり是全く典獄以下各監獄當局諸君が努力の結果にして大臣局長各閣下の激賞は故なきにあらずと信す。

大正七年度は物價益々暴騰して底止する所を知らず特に米麥價の昂騰は在監人費に多大の影響を受け不足額二百二十五萬餘圓を算し之を國庫剩餘金及び追加豫算として要求し支出を受くるに至れり又同年八月以降は刑事被告人頼に激増し加ふるに四ヶ年有餘に涉りたる世界の大戦争も休戦條約となり平和會議となり爲に經濟界に於ける大變動は宛然狂瀾怒濤の如き状態にして千變萬化測り知るべからざるものありて在監人費の増加の割合に對し監獄作業工錢の收入に就ては誠に憂慮に堪へ

ざるの現象を示したり又大正八年度豫算編製に當ては大正六年度の現況に鑑み監獄作業工錢の收入増加を見込み又一面に於て作業の改善及擴張の經費を要求し其の目的を達せられたりと。

經濟界の現況前條の如くなりとせば大正八年度の監獄作業工錢の收入が果して豫定の如く増收し得らるべきや又大正七年度に於ける監獄作業工錢の收入は大に喜ぶべき増收を齎すべきか將又憂ふべき減收の悲雲に蔽はるべきことなきか昨年末の現計に依り試に將來を豫測せるに二百六十餘萬圓の收入あるべき見込みなりしも其の後の商況日々非にして是れ一時の幻影にあらざるかを疑はしめたり然るに頃日各監獄より提出の調書を集計せられたる監獄作業工錢の收入總額を聞くに意外又意外の好結果を示し二百八十三萬六千餘圓と云ふ多額の收入にして豫算額を超過すること實に百二十九萬八千餘圓之を前年度の實收入に對照せば其の總額を超過すること八十萬千餘圓に上り前年度より

はより以上の好成績にして全く訓示の趣旨を徹底せられたるものと云ふも過言にあらず近時の快事之れに過ぎざるなり。

各監獄當局諸君が其の監獄作業に就き努力せられたる功程は必ずや年度決算の期に於て加減せられ乗除せられて寸毫の差違なく計數の上に表明せらるるも監獄全體の上に於て如何なる地位に在る

やは知るべからず左に集計表を掲ぐ甲乙参照し研鑽の資料に供せらるるあらば亦工錢增收の一方たるを得んか

大正七年度に於ける監獄作業工錢の收入激增を喜び併て大正八年度も亦斯る好成績を將來せんことを所期し敢て拙文を寄す意の盡さざる所は幸に斧正を乞ふ、

大正七年度囚徒工錢及製作收入實收額調

支所	工錢收入		製作收入		監獄備夫		不就業人員
	延人員	金額	延人員	金額	延人員	金額	
小菅	2,910.00	7,575.00	1,600.00	101,326.70	6,755.00	91,969.00	7,575.00
東京	6,850.00	7,125.00	7,125.00	1,877.60	3,400.00	2,993.70	7,575.00
豊多摩	2,783.30	3,300.00	4,266.00	1,223.30	4,000.00	3,400.00	7,575.00
横濱	3,477.00	9,266.00	3,711.10	1,677.70	6,200.00	5,356.00	7,575.00
浦和	2,339.00	3,600.00	6,076.80	4,267.10	8,200.00	4,968.00	7,575.00
前橋	2,366.00	3,600.00	2,111.00	3,029.00	6,186.00	4,968.00	7,575.00
千葉	2,266.00	3,600.00	3,763.00	6,663.00	3,400.00	3,400.00	7,575.00
水戸	3,710.00	3,600.00	3,763.00	3,663.00	2,100.00	2,793.00	7,575.00
合計	33,710.00	77,575.00	33,710.00	110,326.70	67,575.00	67,575.00	77,575.00

支所	延人員	金額	延人員	金額	延人員	金額	不就業人員
宇都宮	3,310.00	9,630.00	3,170.00	7,632.00	4,010.00	4,010.00	3,310.00
甲府	2,910.00	7,575.00	1,000.00	2,993.70	6,000.00	6,000.00	2,910.00
静岡	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
名古屋	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
安濃津	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
岐阜	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
金澤	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
新潟	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
福島	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
宮城	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
盛岡	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
青森	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
山形	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
秋田	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
京都	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
大阪	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
奈良	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
和歌山	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
神戶	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
岡山	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
広島	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
山口	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
徳島	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
香川	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
高松	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
愛媛	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
高知	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
福岡	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
佐賀	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
熊本	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
大分	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
宮崎	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
鹿児島	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
沖縄	2,910.00	7,575.00	3,000.00	7,575.00	3,000.00	3,000.00	2,910.00
合計	33,710.00	77,575.00	33,710.00	110,326.70	67,575.00	67,575.00	77,575.00

松江監獄にては明治八年頃より北堀懲役場に拘禁する囚徒を引率して、毎月一回小寺町曹洞宗龍覺寺に趨き、又大社教會所なる中教院に導き、囚徒をして神佛兩教の説教を聴聞せしめたり、明治十一年獄舎移轉新築後、獄内にて教誨を施行するに及びて、引率聴聞は止みたり。

松江監獄西郷出張所は明治十六年頃毎日曜日午後、囚徒を本派本願寺説教場に引率し行きて教誨を聴聞せしめたり、此の例所々に多し。

三 說 教 師

明治十年、長崎縣大黒町懲役場ノ文書
監獄之儀ハ總テ説教師ヲ被置候成規之處、未ダ其ノ設ケ無之ニヨリ、係吏員ヲ以テ之レマデ教諭方相行ヒ來リ候得共、當時臨時御用多端ニテ兎角難行届候ニ付、今般當地中教院へ協議ヲ遂ゲ、當懲役場ニ於テ係員立會、該院教導職ヲ以テ、本月九日ヨリ日曜毎ニ成規之通説教施行致候條此段上申仕候也

明治十年十二月十日 十等警部 白井 齊
權令代理
長崎縣大書記官河内直方殿

四 囚人の教師

福岡監獄は明治十年以前より已決囚に學科を教授せしが、十二年三月「修學教則」を設け、已決囚のみならず未決囚をも勸誘して就學せしめ、夕食後九時まで、日本外史、國史略、西洋事情、勸善訓蒙、博物新篇の類を授けたり、その教師としては當時國事犯にて入監せし相當教育有る囚人少からざりしを以て、其の中より選抜して助教の名義を以て、その任に當らしめたり、(十三年一月内務卿より、「役囚ニ助教ノ名ヲ附スルハ不都合ニ付、取締等ノ名稱ヲ用フヘキ」旨指令あり)

明治十四年四月鹿兒島監獄は「學則」を定め、その第三條に「各監中讀書、算術ヲ能クシ、品行善良ノ者ヲ撰ヒ教授セシメ」云々あり、これは囚徒中より教師を選びたるなり、此の例亦多し。

五 說教と講談

福岡監獄は明治十五年一月「教誨師職務心得」を設け、總囚教誨を説教、監房教誨を講談と呼稱せり、則ちその第二條に「免役日(一月一日、十二月三十一日ヲ除ク)及ヒ日曜日ハ、午後總囚一室ニ集メ説教ヲ聴聞セシムヘシ」、第三條に「夜間ハ時々房内ニ入り、揭示、禁令ノ條項、及ヒ修身齋家ノ講談ヲナシ、囚徒ヲシテ聴聞セシムヘシ」。

六 教誨師選任

明治十五年七月二十五日九州各縣典獄會議決議事項中、左の一節あり、
一 説教及ビ教誨ノ方法ヲ定ムルコト
凡ソ一度罪惡ニ陥ルヤ、之ヲ善道ニ導キ悔悟セシムル頗ル難シ、其ノ方法、教導ニ若クハナシ、而シテ其ノ僧徒ヲ選フ所以ハ、他人ハ兎角囚徒ニ接スルヲ嫌忌シ、且ツ囚徒ニ感覺ヲ生セシムルコト乏シケレハナリ。

一 東西本願寺ノ僧徒中、人名ヲ定メ、教誨師ニ任

ジ、教誨及ビ説教ニ從事セシムルコト。

七 神號と佛像、注連と佛壇

明治十一年、松江監獄は新築成り、爾後毎日曜日神佛兩派教導職隔番出張し、總囚に教誨したり、當時教誨の狀況は、工場の一部を取り片付け、神道にては神名を書きたる軸を、佛教にては佛畫像を掲げ、神道講師は千早(冠無し)を着用し、僧侶は法衣姿なりき。

明治十九年神佛兩派有志者より費用を獻じ、横七間奥行十間の殿堂を獄内に建設して教誨堂としたり、而して堂の正面上壇には注連を張りて幣を安じ、其の左に佛龕を置き佛像を納めたりしが、三十三年に至り神式の設備を撤したり。

八 高座の教誨

明治十六年九月、佐賀地方の眞宗本願寺派僧侶相謀りて、囚徒教誨致し度旨縣令に請願し、二十二年常任教誨師を置かるゝまで、有志僧侶は佐賀監獄に輪番出張して教誨したり、當時の狀況は囚

徒を食堂に集め、其の一隅に高座を設け、講師は直綴、五條袈裟、手には中啓を斜に構へて……座下の囚徒は宛がら寺院に參詣せし心地なりきといふ。

九 教誨に男女同席

明治十六年、眞宗本願寺派下關地方住職等、山口監獄署下關支署長と協議し、九月十日始めて下關支署囚人に對して教誨を開きたり、當時教誨者は出張毎に佛像を供奉し、工場内に備へある佛龕に掲げ、讀經の後教誨す、男囚は正面に、女囚は側面に整然列座して聽聞したり。

十 晝は看守、夜は教誨師

明治二十一年七月、本派本願寺は、教誨師の外に、別に派内僧侶六名を簡拔し、看守として三池監獄に勤務せしめたり、晝間は看守の職に就き、夜は劔を脱して僧服を纏ひ臨房教誨したり、此の試は僅かに年餘にして止みしも囚徒の感動深かりしといふ、六氏の名は巖誓鏡、吉永隆成、四下值

善、藤永覺了、佐々木了嚴及び釋水勇立。

○監獄衛生雜感

金澤 石崎 貧樂生

◎主食改良會 柳澤男爵、遠山、永井、二木、佐伯、志賀諸博士の發起にて本會組織さる其主旨は本邦の主食を改良し衛生上經濟上の利益を増進し白米食を節制防止し玄米、半搗米、雜穀食を推奨せんとするにあり。

米は大量なる澱粉の他蛋白質、脂肪無機質、ビタミン等の有用なる成分に由りて組成せられ就中其蛋白質、脂肪無機質、ビタミン等は主として米穀粒の表層中に含有せらる、これ精白米を常用する者に所謂白米病を發し又識者が米の精白を力めて消極ならしめんと主唱する所以なり即ち精白米に比して七分搗米を七分搗米に比して半搗米を更に半搗米に比して玄米を優るとする者は畢竟能ふ可きだけ米の貴重なる榮養分を損失せざらん事を

望むが故なりとす、而して之を吾邦の通俗に於て見るに日々其米飯を炊ぐに當りては米を取り水を加へて先づ之を研磨し更に水を加へて之を洗ひ斯の如き研磨竝に水洗を數回反復して然る後米を炊ぐを以て普通と爲す、然とも此研磨竝に水洗の處置を行ふ事に由りて米の有用なる諸成分を損失すること著大なるに注意する者甚稀なり、故に米飯を炊くに當り普通行はるゝか如く之に研磨竝に水洗を施すに於ては、米成分中特に身體組織を構成補修するに必要な蛋白質の約一割を失ふ理なり之を以て各人が米飯を炊くに當り其研磨竝に水洗を全然省略するか、少くとも米飯の研磨を廢し水洗を單簡にし唯米穀粒の表面に附者する糠、磨埃其他の夾雜物を除去するに止めしむるを要す、故に搗粉及化粧砂を使用することを禁せざる可からず。

外國米は其風味邦人の嗜好に適せざるも營養上の價值は何等差異なし故に外國米を炊き其沸騰を

初むる時豫め水溶きしたる内地米粉を加へて速かに攪拌するにあり、此法に依りて内地米粉より溶出せる澱粉其他内地米固有の一切の風味が外國米の各粒を包圍し従つて飯に内地米飯と同一の「つなぎ」を生ずるのみならず、之を口に上せて内地米の風味を味はふ事を得せしむるものなり、内地米粉は「こいめ」にして足り其用量外國米一升に付約米粉を五合入れて足れりとす、之によりて外國米の用途を一層擴大せむとするものなり。

◎貴族の平均壽命と監獄囚徒の平均壽命 近時フランク氏は獨逸ブレイメン市に於ける統計に基づき社會的階級の極端の例として本表を提示せりこれによりて見れば社會的階級の差によりて、その死亡數に著しい差異があることは明瞭である。

均壽命(一八九〇年調査) 至一八九〇年調査

英國貴族平均壽命(一八四一年乃至一八九〇年調査)

年令	男	女	男	女
〇	五〇、三	五一、三	五二、〇	五三、七

一〇	四八、八	四九、〇	五〇、一六
二〇	四〇、九	四一、四	四三、四八
三〇	三三、八	三五、五	三六、八二
四〇	二六、七	二八、三	二九、九九
五〇	一九、一	二一、四	二三、〇八
六〇	一二、八	一四、五	一六、四二
七〇	七、六	九、〇	一一、二八
年令	ワルドハイメル監 獄因徒平均壽命	獨逸男子平均壽命(一八 七一年乃至一八八一年)	
二二	二七、四	三七、〇四	
二五	二六、一	三四、九六	
三〇	二三、七	三一、四一	
三五	二一、四	二七、七八	
四〇	一八、九	二四、四六	
四五	一六、〇	二一、一六	
五〇	一三、〇	一七、九八	
五五	一〇、八	一四、九六	
六〇	八、六	一一、二一	
六五	六、六	九、五五	

◎下水及浴水の消毒 下水の消毒には其一立に對し五〇乃至四〇厘の鹽素を必要とし、石灰飽和液

の三分の一量を下水に加ふれば不良下水と雖も完全に消毒の目的を達す、又た不潔なる浴水一立方米に就き有效鹽素三乃至五瓦を添加し、千分の一規定に相當する酸を加ふれば三十分間にして完全に消毒さる。

汚水下水等に蚊の發生する防禦策は石油撒布により最も効果あり而して其理由は蚊の幼蟲並に蛹が石油の中毒に依り死亡する者にして、有效量に水表面一平方米に就き石油二六瓦の撒布を要す。◎咯痰の消毒法 咯痰の消毒には加熱法を用ふるを最上となすも之を用ひ難き場合あるを以て、化學的消毒法は未だ必ずしも之を放棄すべきものに非ず。

化學的消毒劑として最も普通に用ゐらるゝ昇汞、石炭酸、リゾール等は咯痰消毒には不適當にして其奏效不十分且つ長時間を要し、信頼するに足らず。曹達及び熱湯を用ふる方法は簡易低廉且つ短時

間に確實に奏效し最も適當なるも一般家庭に之を行はしむる場合動もすれば形式に流れ消毒の目的を達する能はざる場合を生ずる虞なしとせす。クロール石灰の六乃至八%液は之を咯疹と等量に加へ且つ之に其混合液一〇〇%又は局方稀鹽酸六%又は局方相製稀硫酸三%の割合に加ふるときは三時間にして確實に消毒す。

本法を行ふに中りては、必ず有蓋痰壺を用ひ酸を注加すると同時に直ちに蓋にて蔽ふべし、然らずんば「クロール瓦斯」放散し充分消毒の目的を達する能はず。痰壺に硝子製又は陶製を用ゐるを要す、金屬製

のものは腐蝕せらる、然れども「エナメル」を塗着したるものは其虞なく、且つ硝子又は陶器等に比し堅牢にして加熱にも堪ふるを以て便利なり。本法は必ず戸外にて行ふべし、室内に於て之を行ふときは「クロール」瓦斯を放散するを以て不快の臭氣に堪へざるのみならず、甚だ健康上に有害なり。

害なり。

◎少年犯罪者と精神病 少年犯罪者には變質病者精神低格者、早發性癡呆、癩痢、ヒステリー、躁鬱病等種々のものありて特に「見精神異常の著明ならざるものに或は機會的に、或は發作性異常の爲に犯罪をなすもの多し、西洋の統計にては少年犯罪者の中には四五乃至六五%の精神異常者あり日本に於ける明治四十二年より三年間の犯罪者の中十四歳乃至二十歳の者全數の九、四%あり我國にも近く開かるゝといふ少年裁判所には歐米の制度に倣ひ其顧問又は所員の内に精神病學家を加ふるの必要ある旨吳博士の主張せらるる所なりとす。

◎少年犯罪者と精神病 少年犯罪者には變質病者精神低格者、早發性癡呆、癩痢、ヒステリー、躁鬱病等種々のものありて特に「見精神異常の著明ならざるものに或は機會的に、或は發作性異常の爲に犯罪をなすもの多し、西洋の統計にては少年犯罪者の中には四五乃至六五%の精神異常者あり日本に於ける明治四十二年より三年間の犯罪者の中十四歳乃至二十歳の者全數の九、四%あり我國にも近く開かるゝといふ少年裁判所には歐米の制度に倣ひ其顧問又は所員の内に精神病學家を加ふるの必要ある旨吳博士の主張せらるる所なりとす。

◎少年犯罪者と精神病 少年犯罪者には變質病者精神低格者、早發性癡呆、癩痢、ヒステリー、躁鬱病等種々のものありて特に「見精神異常の著明ならざるものに或は機會的に、或は發作性異常の爲に犯罪をなすもの多し、西洋の統計にては少年犯罪者の中には四五乃至六五%の精神異常者あり日本に於ける明治四十二年より三年間の犯罪者の中十四歳乃至二十歳の者全數の九、四%あり我國にも近く開かるゝといふ少年裁判所には歐米の制度に倣ひ其顧問又は所員の内に精神病學家を加ふるの必要ある旨吳博士の主張せらるる所なりとす。

◎臺北監獄在監者の十二指腸蟲 同在監者全部の糞便検査を行ひしに九〇、三%の被寄生者を見たりと云ふ、殊に臺南、阿猴兩廳下山僻地方の村落に籍を有する者に多しと雖も、尙ほ一般在監者にありても男九一、七%、女九六、〇%平均九二、六%なり、實に驚くべき多數にある者にして此際同蟲驅除の必要なるは勿論臺灣地方に本寄生蟲の多數なるべきを以て之が豫防施設も亦た肝要なりとす。

◎少年裁判法案の骨子 司法省法律取調委員會にて曩に主査委員を擧げて起草審議中なる少年裁判法案は全文六十八條より成り、現行刑法及び監獄法の不備を補ふにありて其骨子とする所は二十歳以下の者にして、犯罪ありたる場合其の重罪犯人に限り監獄に收容するの外は各種犯罪の情狀に應じ裁判官の自由裁量により該犯人を或は親權者に監視を命じ、或は國立感化院に收容せしめ又或は精神病院に送り治療を命する等のことを規定し、主として少年犯罪者を防遏するを目的として立案

るも、物價の昂騰は日々進んで止る所なし、是れ社會變局に伴ふ一現象なれば諦める外なしとするも、唯た諦められぬは限りある収入を以て限りなき必要に應せんとする吾人の苦痛也、春は腹に替へられぬ諺の如く、是は如何にか始末せぬでは措けぬ問題也、想ふに人は生活難に脅かされる程不幸なるは非ず、一身の不幸は猶忍ぶべし、延いて職務上に及す有形無形の影響に至つては、之れ到底黙過すべきに非ざる也、然らば差詰めの問題としては、吾人如何に處置して可ならんか、第一内職を勵む如き尤も可ならん、されど是又時間と體力に限りあれば、以て補ふに足らざるのみならず個々の家情もあり、一概に望むべからざるや言を俟たず、然れば残るは唯た一あるのみ、曰く思切たる質素儉約是れ也、之れ消極的にてはあれど併し乍ら一たび大英斷を以て之を實行するならば、案外に其効果は大にして、彼の收入を豊かにすれば従て倍々不足を感ずるに比し、却て不如意の中にも

せられたるものなりと云ふ。
◎人口と疊數 在監者は一人一疊を専有するを最低限度として、獨居房も一人専有は大分廣く見える、然も他に餘地がない自由の人は何れにも移動が出来る丈疊の割當が少なうとも在監者程の害はない、東京市民が現在平均一人三疊であるが貧民窟では二疊一戸といふ家が最近澤山に現はれ、其二疊敷に五人も六人もの家族が住んで居る、之等は兩々相對して參考すべきことである。

雜 纂

○予は看守諸君と語る (二十五)

典獄 有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

生活上の困難は日に倍々加はり來るのみ、政府は厚き手當を以て吾々吏員の急を救はんとせらる

苦痛は減じ生活は樂になり行くもの也、且つや質素儉約は道德を高め精神を健全にし、併せて子女教育に至大の益あること、更めて言ふ迄もなし。
今日の苦境に處する所以の道は、如何に工夫するも此方法の外にあるべしとも思はれざる也、先見ある我が谷田局長閣下は今を距る三年前既に此事に言及せられ、本誌上に於て痛く警告せられたりしは、未だ吾人の記憶に新たなる所ならずや、吾人今に及んで愈々其明に服せざるを得ざる也、蓋し今日の場合誰か徒らに浪費を敢てする者あらん、之れ吾人の信じて疑はざる所なりと雖も、而かも尙ほ此上の質素儉約を主張せざるを得ざる、吾人衷心の苦痛は又た一通りに非ずして、實に萬止むを得ざるより出づる一大苦言なるを諒せられんことを望む。
凡そ物究すれば通ず、又た最後迄忍ぶ者必ず救はるるの道理もあれば、吾人は初心を翻さず宜しく最後迄苦戰苦闘すべきのみ、必ずや近く安定を

得る日の来るべきを信ず、聊か時勢に鑑みる所あり、茲に思切たる質素儉約を提議し、共に一段の辛抱を加へんことを望むや切也。

○雨期縱談

霜 翰

鬱陶たる霖雨は妖艶なる春雨に比すべくもあらずと雖も、梅の實全く熟して酸味の本領を加へたるは、正に是好漢江戸ッ子の苦味走りたるに比すべきにあらずや、細雨霏々として連日開かず萬物倦怠の色満てるの時、或る夜ひそかに松の月ありてみやびなる暗示を與へ、八千八聲血に啼く郭公が時代を如何に叫べるや等、數へ來れば季節は何時も幾多の教訓を齎し、因循姑息の五月闇より理義明晰の五月晴に導かしむ、雨期の考慮も亦大切なるかな。

二

取ることを知りて、捨つることを知らざるは不徳なりと、恩師の教へたるは今尙耳底に残り居るも、物價は徒に高くして生活の安定も頼るべき目標なく、理論は不合理なる實際問題の爲めに壓迫の厄に遭ひて脊に腹の奥に潛み、心ならずも日々不徳を重ねるのみ、若し夫れ大掃除に紙屑と襤褸とを捨て、氏神の講中に月掛を喜捨するが如きは毫も誇とするに足らざれども、蕾を多く摘み捨つれば菊、朝顔の花の大きく咲き、永年喫める烟草を捨て、身體の工合能く肥り行ける、綿入、裕の重々敷を捨て、新調の單衣に打寛ろげる昨日今日の心地よき、皆これ取捨の理法に叶へることを感じては、いとど理論の尊きを思はしむ、只嗜める酒杯の容易に捨て難きと、永年かけし椅子の尙更に捨て難きは人情の常なりとか、個は別に我恩師より教へられたるにはあらず。

三

旅行は慮考なり、初夏の天漸く暑さを増してよ

り關西に向ふは考へものなり、汽車には成金黨今も尙跋扈して室内金臭紛々嘔吐を催さしめ、阪神に入ればなまぬるき成金の風吹き荒み胸の悪ろきと云はん方なし、須磨舞子など昔よりの名所も其海岸悉く酒樓と別荘とを以て立籠められ風の漏る所だになし、白砂青松も今は金なくては思もよらず、清風明月も別荘を買求めざれば自由ならざる世の中となれり、只江上の清風と山間の明月とのみ之を取て禁する無く之を用ひて竭くるなしと東坡が謂し造物主の無盡藏も、今は只文人墨客の氣休めとなりて、水村山郭次第に富家の占領する處となり、市街の真中に卑怯にも城廓の如き厚き壁を廻し空氣の流通を妨害して市民の健康を毀損するは成金の邸宅なりと、口善悪なき京童の云ひし武裝の建築は既に市を越え郡に入り纏て天地を成金化せんことす、社會改良の事唱へられてより幾年、今や各方面に於ける機關の設けらるゝを聞くど雖も未だ風致に關する調節を耳にせず、願く

は偉大なる風光を基礎として自然の調和を計り、花の下には貴賤を論せず、底の美風良俗に太平を謳はしめよ。

四

丈低き男兎角に大の男を羨み或は又之れを怨みて「大男總身に智慧が廻り兼ね」と罵り、關取の近頃検査役に落選したるも亦此理なりと小男の悪口雜言、大の男の一喝に遭はば縮み上ること勿論なりと雖も、汝長大にして好て劍を帯び、淮陰に股を潜りし韓信と、始皇を博浪沙に狙ひたる小身大膽の子房とを思へば、小男も亦見捨つべき者にはあらず、更に尙古きに遡れば趙に短身の相如と長軀の廉頗とあり、安井息軒嘗て相如壁を奉するの圖に題して曰

眇たる小丈夫のみ。力は以て鷄を錐するに足らず。貌は以て人に加ふるに足らず。而して活氣の發する所。滿堂慙伏し秦政の暴を以てするも。少しも其節を折く能はず。終に壁を完くして以

て還る。甚しきかな。氣の能く萬物の上に伸ぶること。然るに氣は。志より生し。志は。義に奮ふ。義苟も失はば匹夫猶且つ之を侮る。安ぞ能く虎狼の秦に逞くせんや。

相如只此義を知れり。故に他日廉頗を屈し。四體に骨無きが如くなるも。亦能く頗をして肉祖して罪を謝せしめ。而して趙國頼りて以て安し。世の悴々たる者。獨り其秦を挫きしを快とし、而して其能く之を挫きし所以は、剛ち別に存する有ることを知らず、抑も末なり。

五歩の内臣頸血を大王に濺がんと、内不拔の勇氣を蓄へて之れに臨む、相如の意氣既に秦廷を呑む、丈夫の本領は勇と義とにあり、壯絶何に譬へん、後の眇たる小丈夫たるもの、此先師あるに甘んぜず、宜しく相如の實質に學んで、其形式を忘れざるべからず。

○藥籠(四)

福岡 刈屋老龜

△大岡越前の心得

名裁判の評判を得た大岡越前守に向つて、將軍吉宗が、裁判の秘訣を尋ねた、何か種があるであらう、その種を明かせとの問であつた、そこで大岡は一兩日の猶豫を願ふた、三日目に將軍の前に出た大岡は、御希望により今日は私の裁判の種を御目に懸けませうと、懐中より小さい包み物を出して將軍に呈した、吉宗公が之を開いて見られると、中には不倒翁が一つ、將軍怪んで越前守の顔を見られると、大岡進み出で、申すやう、不倒翁は一の玩具に過ぎませぬが正理を以て中心と致すもの、故に七轉八倒終に倒れませぬ、裁判の事のみならず人生に於て最も強く最も公明に、萬人首服するものは正理の外は御座らぬ、私の裁判に若し種ありとせば則ち此れのみであると答へた、此

話を或席で話したところが、一刀彫の名手竹林高行氏は大に感動して、自ら達磨を彫刻して予に贈られた、是亦正理の感化であらう。

△現代の弱點

- 一、威嚇作用の支配、(法律萬能の弊)
- 二、欲望政策、(金錢、名譽)
- 三、信念の不安、
- 四、趣味の尊重を缺ぐ、
- 五、男らしい氣品を缺ぐ、
- 六、自分の境遇を詩化する工夫を缺ぐ、
- 七、教化の圓熟を缺ぐ、(諸種の主義の調和がない)
- 八、人心を新にする工夫を缺ぐ、

(三)輪田元道氏談)

△教育上より見たる戦争の利益

- 一、國民の對外觀念を養ひ、國家的自覺心を合理的に發達し、
- 二、國家と個人とが利害存亡を同くするといふこ

とを直接經驗し、眞正の愛國心を強固にし、

三、所謂舉國一致の實を擧ぐる事によつて、國民の有機的共存的關係を自覺させ、從つて此方面の生活を促進し、

四、實戦上の經驗によつて軍人の尙武的精神を鍛練し、

五、不斷の見聞によつて軍事思想が一般國民に普及する最好の機會と動機とを與へ、

六、勤儉貯蓄と献金恤兵とによつて、勤勞と推讓との道徳上經濟上の美德を養ふ刺戟となり、

七、文明戦争に必要な條件が、主として智識道徳經濟に關聯して居ることよりして、國民教育の大切なる事を一層確實に認識せしめ、

八、忠烈殉國の實例によつて、國民の義勇奉公の熱誠と眞摯敬虔の美顔とを鼓舞薰陶し、

九、出版繪畫音曲講話會合等によりて、社會教化の形式的素地を作り、

十、時局に關して一般世上の緊縮と警戒とは國民

生計上の弾力を強め、及び獨立自營の精神を刺戟する等、

△コレラ菌を制伏す

胃腸の強きものはコレラ菌をも制伏する、意志の強きものは如何なる誘惑や、不良なる境遇に接觸しても、反つて之を制伏して益々意志を強くする、胃腸の強きは素質にも因る事なれども要は平素の用心に在る、意志の修養も日夕の心懸如何によるのみである、偉人大才の源は眼前咫尺の用心に外ならぬ。

△物の爲に煩はざる心懸

萬の事は頼むべからず、愚なる人は深く物を頼むゆゑに怨み怒る事あり、勢ありとて頼むべからず、こはきもの先づ亡ぶ、財多しとて頼むべからず、時の間に失ひやすし、才ありとて頼むべからず、孔子も時に遇はず、徳ありとて頼むべからず、顔回も不幸なりき、君の寵をも頼むべからず、詠をうくる事すみやかに、奴従へりとて頼むべか

△甚五郎の龍

上野の東照宮の前に、昔一つの鐘樓が建築された、將軍家から大名に命じて、夫々分擔して成功せしめたが、屋根の下の四つの角へ龍頭を付けねばならぬ、一つ／＼之も分擔したのであつたが、何れも日本一といふ彫刻師に命じて期限を定めて造らせた、大久保彦左衛門の選抜した彫刻師は左甚五郎で、あつた外のもは皆一生懸命に細工に従事したが、甚五郎は中々着手せぬ、甚五郎竊に思ふやうには、龍といふものは自分が未だ見たことのないものである。一度眞の龍を見た上で眞に迫つたものを造りたいと、不忍の辨天に立願して龍を見せて下さいと頼んだ、一七日の夜に當つて、今夜こそと待つて居たが、夜中頃になると天俄にかき曇り、非常にすさまじい音がして雷雨頻りに下り、恐ろしなると云ふばかりもなかつたが、その中から一匹の龍頭現はれ出で、甚五郎をハッタと睨んだ、餘りの恐ろしさに正氣を失うて其

らず、背きはしる事あり、人の志をも頼むべからず、信有る事すくなし、身をも人をも頼まざれば、是なる時は喜び非なる時は恨みず、左右廣ければ障らず、前後遠ければ塞がらず、狭き時はひしげくたく、心を用ふる事すこしきにしてきびしきは、物に逆ひ争ひて破る、緩くして柔なる時は一毛も損せず、人は天地の靈なり、天地はかぎるところなし、人の性何ぞ異らん、寛大にしてきはまらざる時は喜怒哀はらすして物の爲に煩はず。

以上は兼好の徒然草にものせる一節なり、近來此種の文字に疎遠なる人多し、玩味するときは無限の教訓あり、親鸞聖人の歎異鈔にも次の語あり、併せて考ふべし。

△よろづそらごと

煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は、よろづのこと皆以てそらごと、たわごと、まことあることなきに、たゞ念佛のみぞ誠にておはしますとこそ仰せ候ひしか、

場に仆れたが、通行の人に介抱されて漸く我に返つた、甚五郎は靈験を辨財天に謝して我家に戻り、これより一生懸命に龍の彫刻に取懸つた、さて他の彫刻師の作つたものと一所に、仕事場に並べたが、甚五郎の一番出来が悪い、大久保は外から攻撃される、甚五郎は大久保から叱られる、然し甚五郎は信ずる所あつて何とも思はぬ、終に致方がないとおつて四つ揃へて鐘樓の上へ上げて見れば、一番出来の悪く見へた甚五郎の一番眞に迫つて立派であつた、今迄の悪評者は眼色を失うた、甚五郎は鐘樓の上へ上げて見るべく造つたのであるから、地上で見たところでは出来が悪い、その在るべき所へ直して見て始めて眞價が現はれたのである、近來能く出来る公園の銅像も高い處に上げて見て調和が巧く取れるのでなくてはつまらぬ、人物の眞價も其通り、位置を得なくてはその光は現れぬ。

△確信大盤石の如し

通信

眞言宗の和田智滿僧正が、神光院に在つて常に一室に三密の行を修せられた、人其故を問へば、私が斯うして居れば天下が安穩に治まりますと答へ、確信大盤石のやうであつたといふことである。

△不思議

花ささう昔は昔、今は今、
親くなりぬ木々の下風、

(備前少將新太郎光政)

△熟練は人に在り

日本のは熟練を人に求めて器械を單純にす、笛や琴や縫物針や、簡單な器械でも熟練したる手腕では美妙なる能力を現はす、西洋は器械能力に重きをおいて居る。(未完)

〇近畿監獄職員茶話會概況

五月十一日京都監獄は當番幹事として當市六角會館に於て標記の會合を開催したり午前十時開會赤塚典獄は挨拶を兼ねて今回より研究會を實試すること竝に今回は他監提出の問題無かりしを以て豫て通報し置きたる當番監獄の出題二項に就き研究せられんことを希望し尙研究會座長に杉野典獄を押しさんことを語り滿場の同意を得たり此に於て杉野典獄は拍手に迎へられて座長席に就き第一問題

在、監者に給與する食量は作業時間長短により區別するの可否
を討議すべき事を宣し會員は或は醫學上の見地より或は就業時數と残飯量との統計より或は工

通信

場擔當者としての實驗上より可否の議論紛々として出て各種の着眼と經驗より來る論旨各人の注意を牽くに足るものあり別に決議するに至らずして第二問題

作業賞與金計算率を統一するの可否

に移、續々發言者ありしも討論未だ高潮に達せざる中に豫定の時間を経過したりしかば座長は本題を更に次回の宿題として研究中止を宣告したり。

午後一時各地保護會關係者の來集有り講演會を開き赤塚典獄開會の辭を述べ次に本派本願寺より派遣せられたる佛教大學長京都帝大文學部講師藺田宗惠師は「同情は力なり」と題して趣味多くして深刻なる修養談を試み聴衆をして少からざる職務上の反省内觀を促さしめたり最後に京都帝大法學部教授山田正三博士は「亞米利加に於ける最近刑事政策」の題下に熱辯を揮はれ聴衆は爲めに多大の熱慮と啓發とを與へられた斯くて午後三時半

閉會を告げたり。
閉會後會員は折柄の雨を冒して本派大谷派各本山に參拜し建築物庭園等を參觀し各自茶菓の饗を受けたり。

來會者員數 百九十一名

△研究問題原案

一 在監者に給與する食量は作業時間長短により區別するの可否

說明

現行法規によれば在監者に對し給與する食量は作業時間の長短を斟酌せざるを以て七時間労働の時と十一時間労働の時と其給與する食量同一なり右は在監者の保健上若くは作業能率上之れに等差を設くる必要ありとせば其割合竝に實行方法如何

一 作業賞與金計算率を統一するの可否

說明

作業賞與金計算は就業者の行狀犯數及作業

科程の了否を斟酌することとなり居る爲め明治四十一年七月典獄會議の際の協議會に於て協定したる計算率あるに不拘各監獄に於て適宜に定め之を實行するの實狀なりとす右は賞與金を出獄者に給與する趣旨若くは監獄行刑の一般的公平を期する上に於て其計算率を統一するの必要なきか若し必要ありとせば

- 1、行狀を評定する階級
- 2、作業科程の了否
- 3、賞與率の區分及其配當を如何に定むべきや

尙當日の出席者左の如し

大阪監獄
 杉野 喜祐 兒島 三郎 三輪幸太郎 青木七太郎
 出口 米吉 花村 清市 大西 次夫 宇田 千松
 中村 恬 千輪 英性 三島 智盛
 神戶監獄
 加藤勝次郎 藤井 神通 鈴井 正親 多々羅喜平

毛利 昇道
 奈 真 監獄
 上田定治郎 織田 信行 伊藤忠次郎 武笠龍太郎
 大原 虎夫
 和歌山監獄
 小松 直清 内田徳三郎 橋本源三郎 小林 實然
 勝 所 監獄
 岡部 常 香川 千巖 山崎 治平 吉村 信孝
 武田 成拙 藤井 圓雄
 京都監獄
 赤塚源二郎 赤城 一雄 中村兼治郎 富井 隆信
 安松 實 横田長右門 川添 敬三 山本 勝
 米倉 忠治 轉馬作次郎 高梨 菊若 西野 泰現
 中澤 一雄 堀川 實然 黒木 信行 箕浦 真雄
 西本 願 寺
 北島 玄瀛 尾立 卓爾 利國 靜意
 東本 願 寺
 沼波 政憲
 免囚保護會 寺村 演隨 大阪仁濟會 日種 觀明
 大阪佛教總德會 辻本 謙亮 大阪佛教慈眼會 加藤 丈雄

大阪佛教和衷會 小山 孟 大阪興徳會 横井 徹山
 大阪安德會 井上作次郎 救世軍小校 中根 峰吉

以上大阪府

京都府免囚 八尋 慈薫 京都感化院 深井 惠照
 保護聯合會 梅本 啓乘 洋 礪 會 山岡 五郎
 天田郡佛教團 中野慶之助 船井郡佛教團 三浦 慈光
 洋 礪 會 藤原 忍了 南桑 鴻恩會 小塚 靈賢
 宇治郡慈教會 毘尼薩摩涼 船井郡佛教團 鹽田榮次郎
 紀伊郡至道會 片山彌三郎 葛野郡慈友會 松田 掃全
 大 二 義 塾 今井田秀明

以上京都府

○浦和監獄職員家族懇話會狀況

五月十一日(日曜日)午後一時より構外演武場に於て第十五回浦和監獄職員家族懇話會を開催す此日朝來密雲低く氣温上昇加ふるに南風稍烈しく動もすれば驟雨驟らむとす然れども熱心なる會員は正午頃より女子を伴ひ嬉々として來集し定刻に至り來賓を合し既に二百餘名に達せり幹事先づ開會

を告げ會長白井典獄は開會の辭を兼ね大要

本會創立以來五年に達し會合を重ねること十五回となり従て其效果漸次家庭の上に又主人の職務の上に能く現はれ來れるは喜ばしきことなり、歐洲戰爭以來物價騰貴し一定の俸給に生活する者は非常に困難なるも苟くも官職を奉ずるもの、家庭に不始末者を出す様のことありては申譯なし監獄職員の家庭は苦しみ中にも他の模範となりて世渡りを爲すの覺悟あらんことを希望す、我國體は世界に冠絶し意に光輝ある國柄にして日本國民は皇室を中心として意に美しい精神を以て國民的の働きを爲し居る所なるが世の進運に伴ひ總て世界的となり文明の進むと共に一面に亦惡思潮も侵入し來り各家庭は十分注意を要す而して一家の主婦は第二の基礎國民たる者を養成するに一層の努力を爲さざれば時代に順應し行くこと難かるべし子女を教育するには元來素質良好ならざるべからざるも之れが育成の方法も亦良野ならざるべからず彼の不良少年は多く家庭の不良より來るものなり家庭不良にしては到底善良なる養育に出來ざるべし近來何れの方面の事も改良の聲高く優良なる人間を作るに付ても大に議論あり即ち優生學或は優境學等として唱へらるゝに至り出生根本の改良、境遇の改良に依つて心身の健全なる人間を作り出すこと云ふにあり子女教育上其素質が全然不良ならざる限りは相當に育成し得るものなるべし多少心身不充分なるも養育上教育

上注意せざる程度までは智能の備はりたるものを育て上げ得べし素質豊饒なる子女なりと之を待みて必要なる注意を欠き自然に放任せば遂に取返し付かざる不完全のものを作り出すに至るべし一家の主婦は子女教育上の大なる責任を感じ十分の注意を要す云々

と伽話等を持ち慰撫なる順話を爲し興味と實益を與へ次に小菅監獄教務主任尾原靜乘師は「國體の精華の内家族主義」の題下に大要

此頃東京は皇太子殿下御成年式其他祝典に付いて市民の各種の催ありて實に賑はいたるが方今隣國支那の狀況、露國の有様は如何國民は皆氣の毒な日暮しを爲してある時吾人は此光輝ある聖代に種々の祝典に逢ふことを得るは一に、陛下の御風澤にして感激に堪へざる所なり吾が國體唯一の尊嚴たる祖先崇拜の立場より家族主義を基礎として其内の一節を述べん、日本は國體の基礎家族主義にして西洋の個人主義と大なる相違あり我國は古來家族一同が相倚り相扶け互に同情を以て團結し一大家族を成したるものなり外國の個人主義は親、子は子と經濟まで別にして親が憐憫たる境遇に在つても子は美衣飽食紳士として日暮を爲しつゝあるに拘はらず親を扶けさるの風にして人道の上より見て日本の觀念とは全然異なるものあり吾々日本人は温い家庭より得たる動力にて主婦は家を治め夫の勤勞をいたは

り子供の養育を大切にし舅姑に孝養を盡す云々の有様にて之れ吾が國體精華の一たる家族主義なり一家の主婦は家庭の平和を維持せざるべからず模範的の家庭を成すには不斷の堪忍を大切とす而して常に主人に後顧の憂なく職務に専らならしむる機心掛けを要す云々

と家族主義の美點に付ての實例數多を引き最も興味深く講話し聽衆を感動せしめたり次に浦和町大正の衛生社長島田鏡次郎氏は「婦徳涵養」に付て故小村侯爵夫人の佳行を引例して縷々有益なる講話を爲し講話終りて一同に茶菓を饗應し餘興に移り琴曲、義太夫、手品、落語等ありて一同歡樂和氣藹々裡に午後六時閉會す會するもの總して二百四五十名に達し頗る盛會なりき。

彙報

○受刑者逃走逮捕 大阪監獄在監受刑者小田吉五郎(二四)は四月廿五日他の耕転夫十七名と共に二名連紳の聯鑰を施され建築場空地に於ける耕作地に施肥從事中同日前八時突然聯鑰を脱し堺市方面に逃走せり恰も當日は強風砂塵を捲上げ視線に障害多

かりし看守の一名は直に追跡し他の看守は残り十七名を引連れて假事務所に引揚げ急を看守長に報せしに依り看守長は看守數名を引率して直に現場に馳付け先に追跡せる看守と協力して同十分頃に至り犯人が低地の空使壺の内に潜み居るを逮捕歸監せり。

因に逮捕後彼が聯鑰を脱せる點に付取調べたるに本囚の身體は發育異例して腰部と臀部との太さ殆ど同じく嚴重に施せる聯鑰も容易に脱するを得たるものなりし由

○被告人の逃走逮捕 大阪監獄拘禁被告廣瀬松之助

(四三)は拘禁以來自殺の虞あり革手錠を施し嚴重警戒中のものなりしが五月二日午前九時廿分大阪地方裁判所に於て檢事の取調あり用済歸監の途中若松町分監官舎前に至るや革手錠を脱して逃走を企てしを以て戒護看守は直に追跡し現場を距る約三丁にして難なく逮捕歸監せり。

革手錠を脱せるに付取調ぶるに犯人は監房備付の土瓶の口を破損せしめ破片を手に所持し出廷中看守に用便を願出で用便申該破片を以て革手錠の大部分を切斷し置き前記の場所に至り脱走せるものなり原因は前科多き身なれば重刑をせらるべきを恐れたるものなり。

○受刑者傷害 岡山監獄在監受刑者詐欺五刑太原政市(三四)は四月廿九日午後六時廿分頃受刑者青森元吉及森田常次が食糧に付苦情申立の共謀を爲しつゝありしを戒護看守に密告せる爲め元吉より他日復讐の期あるべきを放言せしかば己より機先を制する

に如かずと考へ機會を窺ひ居たりしが五月二日午後零時三十分頃教誨の爲教誨室へ着席の際政市は豫て包藏し置ける剃毛工用小鏡を以て元吉の顔面頸部等へ數ヶ所の重輕傷を負はしめたり。

▲某監獄在監受刑者詐欺五刑松野七郎(四六)は曾て配食の際誤つて同房受刑者詐欺詐欺未遂懲役二年六月本多國治(二六)の頭部へ小鏡を落せるに依り國治の爲め突飛細されし事あり爾來反目相容れざりしが五月十七日夜就寢の際些細の事より口論し儀一郎は憤激遺る方なく同午前四時頃突然跳起き作業用真鍮鑿を以て國治の頭部面部を亂打し數ヶ所の創傷を負はしめ尙も毆打せんとせるを同房囚起出で之を泡止めたり。

▲小菅監獄在監受刑者放火懲役六年強盜四犯懲役七年高市由藏(三五)は五月十二日午後零時三十分頃煉瓦工千方に就業し煉瓦運搬用具修繕中使用の釘を以て同工場煉瓦屑運搬作業中の受刑者牧野貞治の後方より頭部に切付け治療日數一週間乃至三週間を要する創傷を負はしめたり原因は由藏は曾て貞治の爲めに罵罵されたる事あり以來之を根に持ち居たるものなり。

○受刑者傷害致死 ▲十勝監獄在監受刑者詐欺懲役十二年渡邊谷次郎(四二)は五月廿三日外役の際詐欺詐欺懲役十五年菊池吉助(四二)と運紳にて耕転に従事中當日何故か谷次郎の作業が他に運れ勝なりしを以て吉助より激勵すべく促されしに憤怒し手にせる萬能鎌を以て吉助の頭部を毆打し致命の重傷を負はしめたり戒護看守は直に驅付け被害者に應急手當を施し病監に收容の上監

獄警の治療を受しめられたれども翌日午前七時五十五分遂に絶命せり
 本犯に就ては深き事情等の存するに非ず犯人は兎角短慮の性癖を持せるものなれば些細の動機に因て發作的に演ぜなれし兇行なり。

○被告人の殺死 大阪監獄若松町分監拘禁強盜三犯熊本岩吉(三二)は三月二十九日午前四時看守の巡視終るを待ちて居房裏窓鐵格子に自己の兵兇器を掛け便器箱及枕を踏臺として縊首せるも二十五分に至り看守部長巡回の際発見し監獄警其他と共に救急手當を施せるも蘇生するに至らず原因として特に認むものなければ本人は累犯者にして今回の犯罪は強盜なれば重罪を科せらるべし悲観せる結果なるべし。

▲横濱監獄拘禁強盜未遂事件被告菊岡繁作(三三)は五月十三日横濱區裁判所の呼出に依り同地方裁判所附屬留置場に收容中同日午前十一時四十分頃戒護者の隙を窺ひ房内備付の腰掛を踏臺とし兵兇器を頭に巻き其兩端を電燈線に結付けて垂下縊首せるを直に発見して應急の手當を施せるも其効なかりき。

○受刑者殺死 小菅監獄在監受刑者殺人豫備、放火強盜等無期懲役石川仙吉(四二)は五月八日就業を拒みたる件に依り懲罰後獨居拘禁に付しありしが同廿五日午前六時朝食配給の終るを待ち素品リツク紐を繰り長四尺の細紐を作り之を頸部に巻付け同房に取付ある蚊帳釣手の釘に懸けて縊首せるを同廿分に至り受持看守に於て発見し監獄警其他と共に極力救急處置を取れるも蘇生す

面持にて同看守の面前に於て下駄の臺木一個を銃にて打割りたるに依り同看守は其不得を諭したるに反つて反抗の態度に出で續いて更に一個を打割りたる上聞くに堪えざる暴言を吐くより同看守は再び戒護係に連行かんせしに本人は突然手にせる銃を振上げ斬付け來れるにより之を制止するも肯入れず益々肉迫し殆んど臨すべき衝なきに至り止むなく抜銃して同人の頭部に一撃を加へたるも更に怯まず抵抗益々激しく更に一撃を加へんとし利那羅役夫は犯人の面前に立塞かりて銃を奪取らんとし同時に多囚犯人も取纏めんせしに依り看守は鉈を鞘に收めたる上犯人の後より抱付き組伏せんせしに看守の左手に咬付き右手押指を逆捻し捻挫傷を負はしめたり此時に至り漸く應援看守の來るあり協力して漸く取押ふるを得たり。

▲大阪監獄在監囚強盜三犯懲役二年六月奥田鶴吉(二七)は性粗暴にして他囚に對し争鬪を挑む事屢にして數回懲罰を爲せるも毫も反省の念なき不逞の徒なりしが五月三十一日午前六時二十分頃捕當看守に對し轉業方を強請して容れられざりしを憤り突然同看守に組付き足を拗ひ押倒したるに依り看守は其暴行を制止せんとして犯人を格闘中無役夫は變を他工場看守に急報せしかば時を移さず來援して取纏めたり然るに犯人は抵抗の及ばざるを自覺するや腕を組み地上に座し「勝手にしろ」放言せしが忽ち顔色蒼白となり昏倒せしかば監獄警馳付け應急手當をなしたるも同六時四十分絶命せり原因は極度の興奮の結果心臓麻痺を起せるものならん。

るに至らず原因は察する所無期刑なるが故に厭世の念を起せるものならん。

▲甲府監獄在監囚強盜初犯懲役六月後藤愛之助(四〇)は五月三十一日午後零時二十分頃看守交代の際に乘じ居房裏欄の鐵製「モチ」床上下四尺五寸の處に三尺帯を結付一端を頭に巻付け中腰より縊首せるを無役夫が同房錠前を磨く爲め房前に到りて発見し受持看守に報したるを以て同看守は監獄警其他と共に協力應急手當を施せるも蘇生するに至らず原因として認むべきものなければ本人は家庭に七十歳の老父及妻と小供六人を殘して入監の身となりしに依り家族の上を思ひ真心の呵責を受け煩悶の結果に出でしものなるべし。

○受刑者壓死 三池監獄在監囚強盜懲役十五年梶岡長輔(三一)は五月廿六日夜業採炭の爲宮の原坑内に他の二名の者と共に支柱夫として就業中翌午前一時頃俄然天井石數萬斤の物一時に墜落し他二名は無事避難せしも本人は避難の際過つて疏水路に踏込み轉倒せる剎那右岩石に壓迫せられ重傷に陥れるに依り直に歸監の上治療中の處同日午前六時卅分死亡せり。

○受刑者暴行 松江監獄在監囚強盜初犯懲役二年六月佐山實義(二六)は性質極めて悍勇且短慮にして注意中の者なりしが五月二十一日工場に出役して下駄工に従事せるも怠慢にして素品の取扱粗雑なるを以て擔當看守福田増三郎が戒護係に連れ行き部長の説諭を受けしめて工場に歸り就業せしめたるに本人は甚だ不満の

叙 任

- 任看守長 長野 監獄看守 夏目善太郎
- 給十級俸長野監獄勤務ヲ命ス
- 叙正六位 從六位勳六等 宮城長五郎
- 叙正八位 宮崎監獄監獄警 森 頼三
- 甲府監獄勤務ヲ命ス 看守長(函館) 小宅啓三郎
- 給九級俸函館監獄勤務ヲ命ス 看守長(甲府) 谷口丈太郎
- 兼任司法技手 看守長(大阪) 杉本虎吉
- 兼任司法技手 看守長(大阪) 松井晟千代
- 依願免官 前橋監獄監獄警 長井東一
- 任典獄補 看守長(甲府) 望月榮吉
- 叙高等官八等七級俸下賜甲府監獄勤務ヲ命ス
- 省令審査委員ヲ命ス 司法省監獄局長 谷田三郎
- 浦和監獄へ出張ヲ命ス 司法省監獄局長 谷田三郎
- 京都府下へ出張放神戶德島 監獄事務官 辻 敬助
- 高知、高松、各監獄へ巡回ヲ命ス
- 十勝監獄勤務ヲ命ス 看守長(網走) 駒澤和吉郎
- 網走監獄勤務ヲ命ス 看守長(十勝) 坪井爾之助
- 大阪監獄勤務ヲ命ス 看守長(神戸) 齋藤信一

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 川茂常然 | 關 | 尾原靜乘 |
| 瀧永三 | 佐藤吉郎 | 双木文四郎 |
| 瀧藤三 | 堀尾國太郎 | 小丸源左衛門 |
| 石塚藤太郎 | 宮古友次 | 中村才一郎 |
| 橋本仙助 | 三木四郎 | 菊池淺次郎 |
| 齋藤敬二 | 大木源吉 | 串淵常吉 |
| 武田憲宏 | 勝岡康善 | 松田正壽 |
| 淺間德三郎 | 齊藤友治 | 長谷川玉三郎 |
| 羽柴瑪之助 | 朝山勘一 | 西原幸三 |
| 和田太郎吉 | 七戸大助 | 土倉是空 |
| 渡邊新平 | 剛山玄常 | 毛利榮教 |
| 高橋修二郎 | 白井勇松 | 島田榮造 |
| 大谷友次郎 | 鈴木信繁 | 渡邊武直 |
| 有馬四郎助 | 坪井直彦 | 椎名通藏 |
| 北島真吉 | 辻敬助 | 野口謹造 |
| 谷田三郎 | | 松井和義 |

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第三號乃至第五號に據り退職貯與金として故看守土方義明氏遺族外三十名に對し金拾五圓以下の令員を贈與し五月二十日附を以て夫々元管轄典獄を經由交付したり。

謹告

自今旅行中酒席遠慮

仕候

大正八年六月

松井和義

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)

菊判百五十八頁
 挿畫百九十五個
 實費金四十五錢
 郵税金六錢

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セ
 ルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士廣中佐兵衛述

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
 實費金參拾錢
 郵税金四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關
 シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ
 編述シタルモノナリ

發行所

東京市麴町區西日比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座
番號

東京 貳五〇五九番

加入者
氏名

監獄協會

大正八年六月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地 磯村政富
印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地 報文社
發行所 東京市麴町區四日比谷町壹番地 監獄協會
電話新橋會參六八番
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院